

# 女性活躍推進法 事業主行動計画書

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和7年4月1日～令和9年9月30日

## 2. 内容

### 目標 1：有給取得率 1 人年間5日以上の取得

〈対策〉

全職員へ伝達、資料配布し、施設長・管理者における各職員の取得日数管理と未取得者への取得推進に対する個別対応をする。

休暇や休業等が取りやすく、他職員の負担が少なくフォローができる環境作りの為に、残業なしでの適正人員の割り出し、新規雇用の検討を行います。

### 目標 2：男性職員の産後パパ育休が 100%取得 できる環境作り

〈対策〉

施設長・管理者に対して制度の理解に対する研修を実施し、育児休業希望者からの個別相談に対応する相談窓口の設置を行う。